

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
高知県

2. 構造改革特別区域の名称
高知県産材利活用推進福祉特区

3. 構造改革特別区域の範囲
高知県安芸郡芸西村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本県の人口は801,524人、65歳以上の高齢者人口は203,325人(平成16年10月1日現在、県統計課調べ)となっている。

総人口が昭和35年(1960年)以降、年々減少が続いている反面、高齢者人口は年々増加し続けており、高齢化は顕著に進んでいる。

総務省統計局の平成16年10月1日現在推計人口によると、本県の高齢化率は、全国の19.5%を大幅に上回り、25.3%で、島根県、秋田県に次いで、全国第3位となっており、平成2年と比べると8.2ポイントの伸びとなっている。また、高齢化率が40%を超える団体が9町村あり、中山間に集中している。

年齢階層別の男女別人口構成比を比較すると、60歳以上では全ての階層で全国の構成比を上回っている。

一方、生産年齢人口のうち、20代~30代の人口構成比は、全国を下回っている。

要介護認定者は、平成17年10月末現在、36,502人が認定を受け、出現率は17.9%となっており、また要介護認定者のうち、後期高齢者が83.1%を占める状況となっている。

特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設への入所希望者も依然として多く、長期の待機者も少なくない現状であり、その他の入所施設についても、ほぼ満床の状況である。

平成17年10月現在、要介護2~5の認定者に対する施設サービス及び認知症対応型共同生活介護の利用者数の割合は、県全体で見ると52.3%となっており、平成26年度において各市町村で37%以下とする国が示す目標の達成は、非常に難しい状況にある。

こうしたことから、計画期間中においては、広域的で大規模な介護保険施設の新たな整備は行わないこととし、今後の施設整備は、老朽化への対応や耐震対策の強化など緊急性や必要性に配慮しながら、入所者の居住環境の向上につながる既存施設の「改築」を基本

とし、個室、ユニットケア化の方向で進めることとしている。

また、本県は、森林面積が県土の84%を占める全国一の森林県であり、人工林蓄積量は、国有林・民有林合計で1億2,647万立方メートル、うち民有林が83%を占めている。民有林の人工林1ヘクタールあたりの蓄積量は283立方メートルとなり、戦後の大規模な植林時を経て、森林資源は年々成熟しており、これらの資源の活用が本県の重要課題となっている。

しかしながら、製品価格は、昭和55年をピークとして下落が続き、スギについては、ピーク時価格(70,500円)に比べて59%の価格(41,800円)、ヒノキについてはピーク時の価格(141,500円)に比べ47%(67,200円)まで落ち込んでいる。

本県の木材需要量は、平成8年次においては、1,058千立方メートルとなっていたものが、平成15年次には681千立方メートルと大幅に減少しており、新設住宅着工数の推移をみても、本県の平成16年の住宅着工戸数は5,598戸で、平成8年(9,274戸)に比べて60%の着工数に減少している。うち、一戸建住宅の着工戸数は、2,563戸で平成8年(4,706戸)に比べて54%の着工数に減少しており、一戸建住宅の木造率も78%と全国の84%に比べて6%下回っている状況である。

このように、木材価格の低下や需要の減少により、林業の採算性が著しく悪化するなか、森林所有者等や林業事業者の林業に対する意欲は低下しており、豊富な森林資源を活用した林業の持続的な発展と、地場産業である木材産業の効率化を図るためには、森林施業の効率化や木材産業の再編、整備と合わせて、様々な分野において県産材の需要拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

高齢者福祉施設の老朽化施設の整備をするにあたり、入所者の居住性、環境の向上など質的な面での処遇が求められてきている。

特に、入所者の居住性の向上については、木材をふんだんに使用した、心身に優しい、健康的な癒しの空間を提供することが非常に有効な手段であると考えられる。

しかしながら、高齢者が利用する入所及び在宅施設等老人福祉関連施設については、それぞれの施設設置基準により、耐火建築物、準耐火建築物にすることが求められており、現状は鉄筋コンクリート造等の建物がほとんどであるため、木造の施設整備が困難な状況にある。

そこで、安全な避難口、避難経路を確保し、火災の際には避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう定期訓練を行う等の一定の条件を満たした場合に、耐火・準耐火建築物という設置条件が緩和されることになれば、人に優しい、環境に配慮した木造建築物の建設が促進され、豊富な森林資源を活用した林業の持続的な発展と、地場産業である木材産業の活性化が図られ、高知県産材の需要拡大の効果が期待される。また、不特定多数の

方の利用が想定される福祉施設を木造化することは、県産材や木造建築物のPRという観点から大きな効果が期待でき、他の建築物への県産材の活用等の見直しや需要の喚起が期待できるものと考えられる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域の導入・拡大を進めながら、老人福祉施設の居住性の向上や人に優しい癒しの空間を提供することを進めていく。

木造建築物を実際に見て、触れて、木材の良さを感じ再認識していただき、県産材や木造建築物のPRを図り、他の建築物への県産材の活用等新たな需要をも喚起し、その需要拡大を図りながら、地域の活性化を目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

高知県産材を活用した老人福祉施設が林業・木材生産業所得へ及ぼす経済的効果については、国が導入している費用対効果分析手法をもとに算出すると、延べ床面積5,064.15平方メートル、使用する木材が1,200立方メートル、ベッド数が80床、総事業費が1,027,425千円の木造施設を計算する場合、木を伐採することによって森林所有者等が得られる所得28,253千円、製材することにより製材所が得られる所得176,515千円と計算できる。

また、当該施設の整備を契機としての公共施設や住宅分野での高知県産材を中心とした地域材の需要拡大効果、当該施設の利用により生じる交流・展示促進効果が見込まれる。

さらに、地球温暖化防止効果による炭素貯蔵効果及び炭素排出抑制効果等環境保全に係る波及効果も推定される。

これら効果を総合的に評価し、費用対効果を見ると、投下した総事業費1,027,425千円に対し、妥当投資額は3,179,205千円と積算され、投資効率は3.09となり、林業・木材産業の振興に十分効果を発揮するに足る施設と評価される。(別添「費用対効果分析報告書」参照。)

なお、上記の効果は一施設の建設によって発現されるものであり、不特定多数の方の利用が想定される老人福祉施設を木造にすることは、県産材の木造建築物がより多くの人々の目にふれ、手に触れて、木材の良さを感じてもらえることができる。

県産材や木造建築物のPRを図ることにより、他の建築物への県産材の活用等新たな需要を喚起し、また今後の施設整備にも大きな効果をもたらすことができるものと思われ、経済的にも大きな効果があると考えられる。

(2) 社会的効果

入所者にとって、視覚的特性や芳香性などの木材の持つ癒し効果によるストレスの軽減

やアレルギーの抑制、湿度調整や熱伝導率が少ない等の効果による快適な空間での生活が期待でき、また衝撃吸収能力が高いため、床に木材を使用することにより、高齢者の転倒時の骨折等、けがの発生も減少すると思われる。

木材は、自然から生み出される資源であり、鉄や化学製品にはない優しさを持ち、生産のための自然環境への負荷も非常に少なく、循環的な利用が可能な人や環境に優しい資源である。また、炭素を長期間保存できるなど、地球環境の保全に貢献する資材でもある。

このように優れた特性を持つ木材が大規模施設で利用されることにより、林業生産活動が活性化され、産業や地域を元気にし、適切な森林整備が推進されるとともに、森林の有する公益的機能も持続的に発揮され、水と緑豊かな県土の保全を通じて県民の安全で快適な生活が創造できるものと思われる。

8 . 特定事業の名称

9 3 3

特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

木造、2階建て準耐火建築物を建築する際には、スプリンクラーの設置義務づけ等、別紙特定事業の内容を実施し、県が必要な安全性を有すると認めた場合のみ、準耐火建築物とすることができるものとするものである。

木材産業の振興施策として

(1) 県産材の需要拡大について

高知県では「高知県産材利用推進方針」を定め、知事を本部長とする「県産材利用推進本部」を設置し、県が発注する施設は原則木造とするなど、県をあげて、県産材の利用推進に取り組んでいる。

この取り組みを、市町村や民間等へも広げていくために、「高知県産材利用推進事業」などの施設整備に関する補助事業により、公共的な施設の木造、木質化を推進している。

あわせて、「こうち安心の木の住まいづくり助成事業」により、県産材を使用した個人住宅に対しても助成を行い、戸建て住宅の木造化率を全国平均以上に引き上げることとしている。

その他、全国に先駆け取り組んでいるFSCなどの森林認証材の普及、PR活動に対する助成や森林環境税を活用して、県内の幼稚園、保育園、小学校の県産材を使用した木製の机、椅子等の購入に対して助成を行う「木材活用支援事業」

の実施など、県産材の需要拡大に努めている。

(2) 木材産業の構造改革について(木の産業づくりと森の再生)

本県では、森林資源が成熟しつつあるなかで、大きな資源である森林や木を活かすことによって、産業を元気にし、人々が安らげる地域をつくり、新しい時代にふさわしい循環的な社会を実現することを目指している。

そのため、平成18年に「木の産業づくりと森の再生プラン」を策定し、多面的な機能を発揮できる、多様で健全な森づくり、人や環境に優しい木材の積極的利用と木の産業づくり、県民が森を知り、木に親しむ暮らしづくりの3つの森林、林業の振興に向けての基本的な取り組み方向を明らかにした上で、多くの県民や森林・林業・木材産業に関わる方々の理解と主体的な参加を求めながら、木を育て、木に親しみ、木を活かす「木の文化県」づくりに取り組んでいくことにしている。

老人福祉施設等整備について

平成18年度から県単独補助金となった老人福祉施設等整備については、事業実施主体と連携をとりながら、また、民間資金の活用による施設整備においてもその取り組みへの誘導を図りながら特区計画を促進し、木造化に努めていく。

また、内装等への木質化も積極的に促進し、入所者の居住性、環境の向上、心身に優しい、健康的な癒しの空間を提供していく。

別 紙（特定事業の内容）

1．特定施設の名称

番 号 9 3 3

名 称 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

設置主体の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人 土佐香美福祉会

所在地 高知県香美市土佐山田町550番2

社会福祉施設等の種別、名称及び所在地

種 別 特別養護老人ホーム及び指定短期入所生活介護事業所

名 称 特別養護老人ホーム「洋寿荘」

所在地 高知県安芸郡芸西村西分字西猫谷乙297外

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4．特定事業の内容

木造、2階建てとする。

火災の初期消火を行うスプリンクラーを設置する。

火気使用室等火災の発生の恐れがある部屋又は各居室3室ごとに、延焼を抑制する壁を配置する。

居室から避難口までの歩行距離を30m以内とする。

スロープ、すべり台等を設置することにより2階から地上に通ずる避難経路を確保し、建物から敷地外への避難を容易とする。

広い敷地の確保により、建物から敷地外へ避難を容易とし、緊急車両が通行可能とする。（敷地境界から建物までの有効幅員を4m以上とする。）

自動火災報知器の設置と消防機関へ通報する火災報知設備の設置により火災の早期発見、早期通報できるようにした。また、避難訓練について、通常年2回の実施を年3回実施することとし、併せて避難体制を強化する。

防火管理体制は各自役割分担を決め、夜間は見回り回数を増やすことで火災の早期発見につとめる。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 基準等との適合性の判断

入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるよう屋外に確保すること。

- ・ 火災の初期消火を行うスプリンクラーを設置する。
- ・ 火気使用室等火災の発生の恐れがある部屋又は各居室3室ごとに、延焼を抑制する壁を配置する。
- ・ 各居室から避難口までの歩行距離を30メートル以内とする。
- ・ スロープ、すべり台等を設置することにより2階から地上に通ずる避難経路を確保し、建物から敷地外への避難を容易とする。
- ・ 広い敷地の確保により、建物から敷地外へ避難を容易とし、緊急車両が通行可能とする。(敷地境界から建物までの有効幅員を4m以上とする。)
- ・ 自動火災報知器の設置と消防機関へ通報する火災報知設備の設置により火災の早期発見、早期通報できるようにする。

火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。

- ・ 避難訓練について、通常年2回の実施を年3回実施することとし、併せて避難体制を強化する。
- ・ 防火管理体制は各自役割分担を決め、夜間は見回り回数を増やすことで火災の早期発見に努める。

延べ面積が3千平方メートル以内であること。

- ・ 全体では、5,064.15平方メートルであるが、3棟に分割し、各々の棟の延べ面積を963.13平方メートル、1,710.00平方メートル、1,710.00平方メートルとし、各棟を渡り廊下でつないでいる。(渡り廊下部681.02平方メートル)
(建築基準法上問題なしであることを高知県土木部建築指導課に確認済み。)

また、棟から棟への延焼を考慮し、各棟の壁は延焼を抑制する壁とする。

(2) 専門家からの意見

平成18年7月28日付けで安芸市消防本部消防長、社団法人高知県建築設計監理協会会長、高知大学教育学部家政教育(住居学)西島教授

に文書によりそれぞれ照会し、次のとおり回答を得た。

火災予防、消火活動の観点から（安芸市消防本部消防長）

スプリンクラー設備を設置することで、火災発生時の早期初期消火が見込め、防災物品の使用により火災の発生と延焼拡大の抑制が見込める。また、避難経路の確保と避難器具の設置により火災発生時の避難が容易である。また、自動火災報知設備、火災報知設備の設置により、火災の早期発見、通報が可能である。さらに、防火管理を行い、消防計画に沿った消防訓練を行うことで、災害発生時の円滑な行動が見込める。

以上のことから、建築後の防火管理体制が十分であれば、施設に係る必要な安全性が確保できると判断する。

県の判断

スプリンクラー設備の設置等により、早期初期消火、早期通報も見込まれるし、施設の消防計画において、防火管理体制が定められていること等により、必要な安全性が確保されていると認められる。

建築物の防火等の観点から（社団法人高知県建築設計監理協会会長）

防火上有効な間仕切壁により、避難経路と各居室の区画、居室3室ごとの区画がなされており、また、施設全体を3棟に分割し、延焼の抑制対策をしている。

屋内消火栓及びスプリンクラー設置により、初期消火対策がなされている。

当該施設は2階建てであるが、すべり台等設置により地上に通じる避難経路が確保されているし、各居室から避難口までの距離を30m以下とし避難経路の廊下幅員も十分とられていること等から高齢者を短時間で施設外に避難させることができる計画となっている。

さらに、敷地に十分な空き地が確保され、各棟の周囲に4m以上の通路が確保されており、火災時の緊急車両等の進入を含め、円滑な消火活動が可能であると判断できる。

以上により、当該施設においては、火災に際し、施設及び入所者に係る必要な安全性が確保されていると認める。

県の判断

延焼防止の対策等もとられており、防火等の観点から安全性が確保された建築物であると認められる。

木材の特性、利活用の観点から(高知大学教育学部家政教育西島教授)

木材は、自然素材であるため、建築材による建築被害が皆無であり、色合い、温かさ、テクスチャ、柔らかい感触、心地よい香り等の特性により、居住性が高まり、高齢者福祉施設として適していると考えられる。また、吸湿性があるため、高温多湿の高知県の気候・風土に適した建築材であり、再利用・再生可能な地球に優しい建築材である。

高齢者福祉施設としての住居性や高知の気候・風土などの地域性、さらにエコロジーの観点などから総合的に見て、建築材として木材が最適であると考えられる。

県の判断

木材の持つ癒し効果によるストレスの軽減やアレルギーの抑制作用、調湿効果、衝撃吸収能力など様々な効果が期待できる。

(3) 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物の適用除外に係る必要な安全性の総合的な県の判断

(1)及び(2)から、2. に掲げる施設に係る特定事業の内容については、必要な安全性が確保されていると認める。